

令和6年10月1日
北海道開発局

令和7・8年度北海道開発局における 競争参加資格(定期受付)の申請について

令和7年度及び8年度の北海道開発局における建設工事及び測量等に係る競争参加資格審査の定期受付について、下記のとおり実施します。

記

1 申請方法及び受付期間

申請方法は、インターネット方式が原則ですが、インターネット方式では対応していない事業協同組合で特例計算を希望する場合などの申請については、文書郵送方式又は電子メール方式により申請していただきます。インターネット方式で申請する場合には、令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)までの間に、申請のためのパスワード発行手続が必要ですので、十分ご留意願います。

申請方法	受付期間
①インターネット方式	令和6年12月2日(月) ～ 令和7年1月15日(水)
②文書郵送方式	
③電子メール方式 (②と③は、インターネット方式で対応していない申請に限る)	

* 文書郵送方式は当日消印有効、電子メール方式は最終日の16時受信分まで有効

2 提出書類等

別紙概要をご覧ください。

概要については、以下の北海道開発局ホームページにも掲載しています。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311
事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成(内線5482)
事業振興部 工事管理課 企画係長 宮松 隆(内線5480)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



概要

[問合せ先]
北海道開発局事業振興部
工事管理課企画係(内線5480)

令和7・8年度北海道開発局における競争参加資格審査（定期受付）の申請について

令和7・8年度を有効とする北海道開発局における建設工事及び測量等に係る定期の競争参加資格審査について、以下のとおり実施します。

申請方法はインターネット方式が原則ですが、インターネット方式では対応していない事業協同組合で特例計算を希望する場合などの申請については文書郵送方式又は電子メール方式により申請していただきます。

インターネット方式で申請する場合は、令和6年11月1日（金）から令和6年12月27日（金）までに、申請のためのパスワード発行手続きを行っていただく必要がありますので、十分ご留意願います。

1 申請方法及び受付期間（建設工事及び測量等）

申請方法	受付期間
①インターネット方式（※1）	令和6年12月2日（月） ～ 令和7年1月15日（水）（※2）
②文書郵送方式	
③電子メール方式 （②と③は、インターネット方式で対応していない申請に限る）	

※1 令和6年11月1日（金）から令和6年12月27日（金）までにインターネット受付専用ホームページからパスワード発行手続きを行ってください。

※2 文書郵送方式は当日消印有効、電子メール方式は最終日の16時受信分まで有効です（送付先は「7 文書郵送方式又は電子メール方式の送付先について」参照）。

2 インターネット方式について

インターネット方式に関する手続きの詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

※国土交通省のホームページアドレス

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

3 建設工事のインターネット受付について

インターネット方式で競争参加資格審査（定期受付）の申請をする者は、以下(1)のインターネット受付専用ホームページからパスワードの発行手続きを行ってください。発行手続き完了後、以下(1)のホームページから申請用データを送信してください。

インターネット方式では、一度の申請で同時に「表-1」の一元受付参加機関に申請を行うことが可能です（問合せ先は「表-3」参照）。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、インターネット受付の対象外となりますのでご注意ください。

① 申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請する場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可及び同

法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

- ② 経営事項審査の審査基準日が令和5年6月16日以降のものでない場合。さらに、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況のいずれかが「加入」又は「適用除外」となっていない場合（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証する書類を合わせて提出できる場合を除く）（文書郵送方式及び電子メール方式も同様に申請することができません）。
- ③ 経常建設共同企業体に係る申請の場合
- ④ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
- ⑤ 協業組合又は企業組合で、組合員に関する書類を提出する場合
- ⑥ 合併等で新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等で新たに設立された会社等とは、次のアからオまでに掲げる会社等をいう。

ア 合併で新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併でその一方が存続した場合における存続会社

イ 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことで、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことで、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

エ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことで当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

オ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- ⑧ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- ⑨ グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

(1) インターネット受付専用ホームページURL（建設工事）

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

【開設期間：令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）】

(2) インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等

動作条件として、以下のいずれかのOS及びソフトがインストールされたパソコンが必要となります。

- ① OS
 - ア Windows 10（日本語版）
 - イ Windows 11（日本語版）
 - ※ ア・イのいずれかをご用意ください。
- ② ブラウザ（SSLに対応したブラウザ）
 - ア Microsoft Edge 最新版
 - イ Google chrome 最新版

ウ Mozilla Firefox 最新版

※ ア～ウのいずれかをご用意ください。

③ 推奨ハードウェアスペック

ア CPU 推奨OSのシステム要件に準ずる

イ メモリ 推奨OSのシステム要件に準ずる

ウ HDD空き容量 推奨OSのシステム要件に準ずる

エ ディスプレイ 1366×768ドット以上

※ ア～エについては上記のスペック以上のハードウェアを推奨します。

(3) 申請手続きの期間

① **パスワード発行申請受付期間** 令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)

※ パスワード発行申請を行わなければインターネット方式による申請を行うことができません。必ずパスワード発行申請を受付期間内に行ってください。

令和6年12月27日(金)17:00までに、必ずパスワードの申し込みを終えてください。



② **納税証明書等の送信期間** 令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)



③ **申請書データ作成期間** 令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)



④ **申請用データ受付期間** 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

※ 令和7年1月15日(水)17:00までに申請書データ送信手続き(「確定」処理まで)を終えてください。

システム稼働時間 平日9:00～17:00

システムの運休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日(日)～1月3日(金))

(4) ヘルプデスク

インターネット申請におけるシステム等に関する質問にお答えするヘルプデスクが設置されます。

開設期間	令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水) (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日(日)～1月3日(金))を除きます。)
受付時間	9:00～17:00
電話番号	06-6733-6857

※ インターネット申請に係る技術的・事務的なこと以外の質問は、表-3の各機関にお問合せください。

(5) インターネット申請に必要な経営事項審査

定期受付の場合には、経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前の日より後の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、令和7・8年度資格審査の申請の場合には令和5年6月16日以降を審査基準日とするもの(令和5年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの)でなければなりません。ただし、令和6年能登半島地震に係る申請の特例として、令和7・8年度定期競争参加資格申請においては、能登半島地震の影響を受けた建設業者(令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(石川県の区域に限る。)内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの)については、令和4年10月29日以降の日を審査基準日と

するもの（令和4年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

また、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となります。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等）の提出が必要となります。

※ インターネット申請では、総合評定値通知書の写しの提出は不要です。

※ 申請する直前に新しい総合評定値通知書がお手元に届いた方は、当該通知書のデータがシステムに反映されるまで2週間程度のタイムラグが発生する可能性があります。その場合には、申請書データを送信してもエラーとなり受け付けることができません。

令和6年12月27日までに、最新の総合評定値通知書がお手元に届いているにも関わらず、申請書データを送信してもエラーとなる場合は、令和7年1月8日までにヘルプデスクに電話してください。

上記期間を過ぎた場合においては、インターネット方式による申請ができませんので、文書郵送方式又は電子メール方式で申請していただくか、随時受付で申請をしていただくこととなります。資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

(6) 納税証明書の提出

インターネット申請に必要なパスワード発行手続き完了後、令和7年1月15日（水）までに、証明年月日が送信日の3ヶ月前までの納税証明書をインターネットの申請画面から送信してください。

なお、受付期間終了間際は、回線が大変混雑しますので、パスワード請求後、速やかに送信することをお勧めします。

納税証明の対象と書式

法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）

【注意】

できる限り「◎」の付いた証明書を提出願います。「○」の様式を使用された場合、証明が必要となる税の種類が異なる（不足する）場合が見受けられます。このような場合は受け付けることができません。

※ 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(7) 社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合の取扱いについて

総合評価値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）までにインターネットの申請画面から送信してください。

当該事実を証明する書類とは、以下に示すいずれかの書類とします。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

(8) 申請内容の変更等について

申請書データの受付期間内であれば、申請書データの取消し及び再申請（申請書データの再送信）することが可能ですが、申請書データ受付期間後の申請内容の変更等は、文書郵送方式及び電子メール方式の場合と同様、一切受け付けられませんので、内容を十分に確認してから申請書データの送信を行ってください。

(9) 行政書士等による代理申請

行政書士等の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

4 測量等のインターネット受付について

インターネット方式で競争参加資格審査（定期受付）の申請を希望する者は、以下(1)のインターネット受付専用ホームページからパスワードの発行手続きを行ってください。発行手続き及び添付書類等の送付後、以下(1)のホームページから申請用データを送信してください。

インターネット方式では、一度の申請で同時に「表－2」の一元受付参加機関に申請を行うことが可能です（問合せ先は「表－3」参照）。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、インターネット受付の対象外となりますのでご注意ください。

- ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合
- ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

(1) インターネット受付専用ホームページURL（測量等）

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

【開設期間：令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）】

(2) インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等

動作条件として、以下のいずれかのOS及びソフトがインストールされたパソコンが必要となります。

① OS

ア Windows 10（日本語版）

イ Windows 11（日本語版）

※ ア・イのいずれかをご用意ください。

② ブラウザ（TLS 1.2以降に対応したブラウザ）

ア Microsoft Edge最新版

イ Google Chrome最新版

ウ Mozilla Firefox最新版

※ ア～ウのいずれかをご用意ください。

③ メーラ（S/MIMEに対応したメーラ）

（例）Mozilla Thunderbird 最新版

④ 推奨ハードウェアスペック

ア CPU 推奨OSのシステム要件に準ずる

イ メモリ 推奨OSのシステム要件に準ずる

ウ HDD空き容量 推奨OSのシステム要件に準ずる

エ ディスプレイ 1366×768ドット以上

※ ア～エについては上記スペック以上のハードウェアを推奨します。

(3) 申請手続きの期間

① **パスワード発行申請受付期間** 令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)



② **添付書類等の郵送期間** 令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)

※ 添付書類を送付しなければパスワードは発行されません。また、パスワード発行申請を行わなければインターネット方式による申請を行うことができません。

令和6年12月27日(金)17:00までに、必ずパスワードの申込み及び添付書類等の郵送を終えてください(当日消印有効)。



③ **申請書データ作成期間** 令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)



④ **申請用データ受付期間** 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

※ 令和7年1月15日(水)17:00までに申請書データ送信手続き(「確定」処理まで)を終えてください。

システム稼働時間 平日9:00～17:00

システムの運休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日(日)～1月3日(金))

(4) ヘルプデスク

インターネット申請におけるシステム等に関する質問にお答えするヘルプデスクが設置されます。

開設期間	令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水) (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日(日)～1月3日(金)) を除きます。)
受付時間	9:00～17:00
電話番号	03-5542-0355

※ インターネット申請に係る技術的・事務的なこと以外の質問は、表-3の各機関にお問合せください。

※ パスワード発行のために必要な添付書類等は、書留郵便にて郵送してください。

郵送先 〒104-0042

東京都中央区入船3-6-14 オーク入船ビル6階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

(5) 納税証明書等の提出

インターネット申請に必要なパスワード発行手続き完了後、令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)までの間に、以下の添付書類を(4)のヘルプデスクあてに書留郵便で提出(下記⑤納税証明書(写し)は、電子納税証明書の送付でも可)してください。上記期間内(当日消印有効)に添付書類が提出されない場合は、インターネット申請に必要なパスワードは発行されません。

添付書類については、一部省略可能となる場合もあります。詳細は、「申請書作成の手引き」をご確認ください。

① 添付書類等届出書 ((1)のホームページからパスワード発行手続きを行うと表示される

画面を印刷したもの。)

- ② 登記事項証明書（写しでも可）（法人の場合）
- ③ 登録証明書等（写しでも可）
- ④ 財務諸表類（1年分）
- ⑤ 納税証明書（写し）（証明年月日が郵送時以前の3ヶ月以内のもの）
（電子納税証明書の送信でも可）

法人の場合 法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）

【注意】

できる限り「◎」の付いた証明書を提出願います。「○」の様式を使用された場合、証明が必要となる税の種類が異なる（不足する）場合が見受けられます。このような場合は受け付けることができません。

※ 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(6) 技術者経歴書の電子化

技術者経歴書については、申請者負担軽減の観点から、電子化したものを申請データとして提出していただいております。

申請データへの書き込みは、以下のいずれかを選択してください。

- ① 申請書データ作成システムへの直接入力
 - ② エクセルデータから申請書データ作成システムへの取込
 - ③ CSV形式のデータから申請書データ作成システムへの取込
- ※ ②のエクセルの書式は、一元受付ホームページからダウンロードしたものを利用する。
※ ③におけるCSVでの書式は一元受付ホームページのよくある質問を参照ください。

(7) 申請内容の変更等について

申請書データの受付期間内で、かつ、申請書データの確定前であれば、申請書データの取消し及び再申請（申請書データの再送信）することが可能ですが、申請書データ受付期間後の申請内容の変更等は、文書郵送方式及び電子メール方式の場合と同様、一切受け付けられませんので、内容を十分に確認してから申請書データを送信してください。

(8) 行政書士等による代理申請

行政書士等の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

5 申請書作成の手引きについて（建設工事及び測量等）

インターネット受付の申請書作成の手引きは、国土交通省のホームページから入手してください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

※ インターネット方式で建設工事競争参加資格審査申請書を提出される者で、工事区分「維持」へ申請し、かつ、総合評定値通知書に反映されていない河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事の完成工事高（その他申請外）を「維持」の完成工事高に含めて申請を希望する場合は、別途、工事経歴総括書及び工事経歴書を北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へメールで提出する必要があります。詳細は、北海道開発局ホームページに掲載する「北海道開発局申請用補足説明書」をご覧ください。

郵送又は電子メール受付の申請書の手引きは、北海道開発局のホームページから入手してください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>

6 経常建設共同企業体に係る申請について

経常建設共同企業体の申請方法については、別途公示するとともに、北海道開発局のホームページに掲載します（令和7年3月上旬を予定）。

7 文書郵送方式又は電子メール方式の送付先について

文書郵送方式又は電子メール方式（インターネット方式で対応していない申請に限る）の送付先は以下のとおりです。

(1) 文書郵送方式

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

(2) 電子メール方式

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係メールアドレス
hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

8 申請手続きに係る前回（令和5・6年度）からの主な変更点

令和6年能登半島地震に係る経営事項審査の特例実施（建設工事）
建設関連業システム活用による添付書類の省略化（測量等）

表-1 【インターネット一元受付参加機関（建設工事）】

1	国土交通省大臣官房会計課所掌機関（大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎））
2	国土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）
3	国土交通省北海道開発局
4	法務省
5	財務省財務局
6	文部科学省
7	厚生労働省
8	農林水産省大臣官房予算課 農林水産省地方農政局 林野庁
9	経済産業省
10	環境省
11	防衛省
12	最高裁判所
13	内閣府 内閣府沖縄総合事務局
14	東日本高速道路(株)
15	中日本高速道路(株)
16	西日本高速道路(株)
17	首都高速道路(株)
18	阪神高速道路(株)
19	本州四国連絡高速道路(株)
20	独立行政法人水資源機構
21	独立行政法人都市再生機構
22	日本下水道事業団
23	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

表－２【インターネット一元受付参加機関（測量・建設コンサルタント等業務）】

- | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）） |
| 2 | 国土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く） |
| 3 | 国土交通省北海道開発局 |
| 4 | 国土交通省国土地理院 |
| 5 | 法務省 |
| 6 | 財務省財務局 |
| 7 | 文部科学省 |
| 8 | 厚生労働省 |
| 9 | 農林水産省大臣官房予算課
農林水産省地方農政局
林野庁 |
| 10 | 経済産業省 |
| 11 | 環境省 |
| 12 | 防衛省 |
| 13 | 最高裁判所 |
| 14 | 内閣府
内閣府沖縄総合事務局 |
| 15 | 東日本高速道路(株) |
| 16 | 中日本高速道路(株) |
| 17 | 西日本高速道路(株) |
| 18 | 首都高速道路(株) |
| 19 | 阪神高速道路(株) |
| 20 | 本州四国連絡高速道路(株) |
| 21 | 独立行政法人水資源機構 |
| 22 | 独立行政法人都市再生機構 |
| 23 | 日本下水道事業団 |
| 24 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |

表-3 【インターネット一元受付参加機関の問合せ先】

インターネット一元受付申請のシステムに関することは、ヘルプデスクにお問合わせください。

	機 関	電話番号
	国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室	03-5253-8111内21-834
○	国土交通省大臣官房会計課公共工事契約指導室	03-5253-8111内21-964
	国土交通省港湾局総務課	03-5253-8111内46-184
	国土交通省北海道開発局事業振興部工事管理課	011-709-2311内5480
▽	国土交通省国土地理院総務部契約課	029-864-4405 (直通)
	法務省大臣官房施設課	03-3580-4111内2265
	財務省大臣官房会計課	03-3581-4111内2119
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室	03-5253-4111内2309
	厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室	03-5253-1111内7216
	農林水産省大臣官房予算課	03-3591-7390 (直通)
	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	03-3502-6094 (直通)
	林野庁林政部林政課会計経理第1班	03-6744-2282 (直通)
	経済産業省大臣官房会計課厚生企画室	03-3501-6789 (直通)
	環境省大臣官房会計課	03-3581-3351内6043
	防衛省整備計画局建設制度官	03-3268-3111内36444
	最高裁判所事務総局経理局営繕課	03-3262-0109 (直通)
	内閣府大臣官房会計課	03-5253-2111内82314
	内閣府沖縄総合事務局総務部会計課	098-866-0031内81324
	内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課	098-866-0031内2541
	東日本高速道路(株)総務・経理本部経理財務部調達企画課	03-3506-0214 (直通)
	中日本高速道路(株)契約審査部発注審査課	052-222-3469 (直通)
	西日本高速道路(株)財務部契約審査課	06-6344-7065 (直通)
	首都高速道路(株)財務部契約課	03-3539-9315 (直通)
	阪神高速道路(株)経理部契約課	06-6232-6221 (直通)
	本州四国連絡高速道路(株)経理部会計契約課	078-291-1035 (直通)
	独立行政法人水資源機構技術管理室契約企画課	048-600-6534 (直通)
	独立行政法人都市再生機構財務部調達監理課	045-650-0303 (直通)
	日本下水道事業団経営企画部会計課	03-6892-2008 (直通)
	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 建設企画部工事契約課	045-222-9041 (直通)

○：事務局

▽：測量・建設コンサルタント等業務のみの参加機関（建設工事には不参加）